

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願い(職業・産業例示表)



厚生労働省・法務省

- 人口動態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計」として指定されているわが国のも重要な調査の一つです。公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。
- 国勢調査実施年の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に**出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届出をされる方は、戸籍法等の規定により届書に「職業(死産は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、ご協力ください。
- 届書の「**職業**」欄には、下記の職業例示表を参照して、「番号」か「**職業分類名**」を記入してください。
また、死亡の届出をされる方は、亡くなられた方の職業と産業を記入していただきますので、裏面もご覧ください。
わからないときは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

職業例示表

注：死亡の届出をされる方は、裏面もご覧ください。→

番号	職業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる職業	この分類に含まれない職業 ()内には正しい分類番号を示している
01	管理職	管理的公務員(議会議員、管理的国家公務員、管理的地方公務員)、法人・団体役員(会社役員、独立行政法人等役員等)、法人・団体管理職員(会社管理職員、独立行政法人等管理職員等)、その他の管理的職業従事者	校長(02)、保健所長(02)、病院長・診療所長(02)
02	専門・技術職	研究者(自然科学系研究者、人文・社会科学系等研究者)、農林水産技術者、製造技術者(食品技術者、電気・電子・電気通信技術者等)、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者(システムコンサルタント、システム設計者等)、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者(診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士等)、その他の保健医療従事者(栄養士、あん摩マッサージ指圧師等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士等)、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(図書館司書、学芸員、カウンセラー、個人教師、職業スポーツ従事者等)	検査工(08)、大工・左官(10)、電気通信設備工事従事者(10)、看護助手(05)、歯科助手(05)、調理師(05)、ホームヘルパー(05)、裁判所課長などの管理者(01)、経理事務員(03)、祈とう師・巫女・易者(05)、写真現像工(08)、広告宣伝員(05)
03	事務職	一般事務従事者(受付・案内事務員、秘書・総合事務員等)、会計事務従事者(現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員等)、生産関連事務従事者(生産現場事務員、出荷・受荷事務員)、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者(集金人、調査員等)、運輸・郵便事務従事者(旅客・貨物事務員、運行管理事務員、郵便事務員)、事務用機器操作員(パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員等)	娛樂施設フロント係(05)、税理士(02)、印刷検査工(08)、保険外交員(04)、郵便配達員(11)、CADオペレーター(08)
04	販売職	商品販売従事者(小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員等)、販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人(ブローカー)等)、営業職業従事者(食料品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者、通信・システム営業職業従事者等)	飲食店主(05)、保険商品開発者(02)、水道料金集金人(03)
05	サービス職	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦(夫)、家事手伝い等)、介護サービス職業従事者(介護職員、訪問介護従事者)、保健医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、クリーニング職等)、飲食物調理従事者(調理人、パートナー)、接客・給仕職業従事者(飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、娯楽場等接客員等)、居住施設・ビル等管理人(マンション・アパート・下宿管理人、駐車場管理人等)、その他のサービス職業従事者(旅行・観光ガイド、物品貸貸人、葬儀師、火葬作業員等)	訪問看護師(02)、ケアマネジャー(02)、歯科衛生士(02)、クリーニング取次所従事者(04)、パン製造工(08)、屋台飲食店主(04)、守衛(06)、通訳(02)
06	保安職	自衛官(陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校学生)、司法警察職員(警察官、海上保安官等)、その他の保安職業従事者(看守、消防員、警備員、児童交通擁護員、プール・海水浴場監視員等)	刑務所長(01)、山林監視員(07)
07	農林漁業職	農業従事者(農耕従事者、養畜従事者、植木職、造園師等)、林業従事者(育林従事者、伐木・木材・集材従事者等)、漁業従事者(漁労従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖従事者等)	獣医師(02)、木材検査工(08)、釣船船長(09)
08	生産工程職	生産設備制御・監視従事者(製錬・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員等)、機械組立設備制御・監視従事者(電気機械器具組立設備制御・監視員等)、製品製造・加工処理従事者(金属プレス従事者、金属溶接・溶断従事者、窯業・土石製品製造従事者等)、機械組立従事者(はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者等)、機械整備・修理従事者(自動車整備・修理従事者等)、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者(自動車塗装工、POPライター、写真現像工、映写技師等)	炉修工(10)、調理師(05)、服飾デザイナー(02)、鉄道車両配線工(10)、彫刻家(02)、航空機配線工(10)、自動車ガラスはめ込工(10)、装飾画家(02)
09	輸送・機械運転職	鉄道運転従事者(電車運転士等)、自動車運転従事者(バス運転者、乗用自動車運転者、貨物自動車運転者等)、船舶・航空機運転従事者(船長、航海士・運航士、航空機操縦士等)、その他の輸送従事者(車掌、甲板員、船舶技士、船舶機関員等)、定置・建設機械運転従事者(発電機、クレーン・ワインチ運転従事者、建設・さく井機械運転従事者等)	配車係(03)、宅配便配達員(11)、漁労船の船長・航海士(07)、旅行・観光ガイド(05)、電気メーター検針員(03)
10	建設・掘削職	建設躯体工事従事者(型枠大工、とび職、鉄筋作業従事者)、建設従事者(大工、左官、埴職、配管従事者等)、電気工事従事者(送電線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者等)、土木作業従事者(土木従事者、鉄道線路工事従事者、ダム・トンネル掘削従事者)、採掘従事者(採鉱員、石切出従事者、砂利・砂・粘土採取従事者等)	鉄工(08)、家具大工・船大工(08)、電話機修理工(08)、測量士(02)、掘削機械運転工(09)
11	運搬・清掃・包装等職	運搬従事者(郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、配達員、荷造従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、ごみ・し尿処理従事者等)、包装従事者(ラッピング工、シール貼り工等)、その他の運搬・清掃・包装等従事者(機械掃除工、工場軽作業員、学校の用務員等)	トラック運転者(09)、ゴミ収集車運転者(09)、封筒製造工(08)、ゴルフ場芝手入作業員(07)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人)	

産業例示表 (死亡届のみ対象)

◆ 死亡の届出をされる方へお願い

「職業」欄には、(表面)の職業例示表を参照して、亡くなられた方の職業の番号か職業分類名を記入してください。→

「産業」欄には、この産業例示表を参照して、亡くなられた方が働いていた事業所(工場、事務所、飲食店、役所、農家等)が属する産業の「番号」か「産業分類名」を記入してください。

番号	産業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる産業	この分類に含まれない産業 ()内には正しい分類番号を示している
01	農業、林業	農業（耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業 等）、林業（育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業 等）	獸医業 (12)、製材業 (05)
02	漁業	漁業（海面漁業；底びき網漁業、釣・はえ縄漁業 等、内水面漁業；河川漁業、湖沼漁業 等）、水産養殖業（海面養殖業；魚類養殖業、真珠養殖業 等、内水面養殖業；うなぎ養殖業、あゆ養殖業 等）	冷蔵倉庫業 (08)、各種事業を行う漁業協同組合 (17)
03	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業等	製鉄業 (05)、石油精製業 (05)
04	建設業	総合工事業（一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業 等）、職別工事業（大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業 等）、設備工事業（電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業 等）	造園業 (01)、建築材料卸売業 (09)、天然ガス鉱業 (03)
05	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維工業、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具製造業 等	のり採取業 (02)、印刷・出版業 (07)、岩石採石業 (03)、歯科技工所 (16)、航空機整備業 (18)
06	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業（発電所・変電所）、ガス業（ガス製造工場・ガス供給所）、熱供給業（地域暖冷房業、蒸気供給業 等）、水道業（上水道業、工業用水道業、下水道業）	電気保安協会 (12)、天然ガス鉱業 (03)、温泉供給業 (18)、水質検査業 (16)
07	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業（情報処理サービス業、市場調査・世論調査・社会調査業 等）、インターネット附随サービス業（ポータルサイト・サーバ運営業、インターネット利用サポート業 等）、映像・音声・文字情報制作業（映画・ビデオ制作業、ラジオ番組制作業、新聞業、出版業、広告制作業 等）	経営コンサルタント業 (12)、インターネット広告業 (12)、新聞印刷業 (05)
08	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所；特定信書便事業者）	レンタカー業 (11)、郵便局、簡易郵便局 (17)
09	卸売業、小売業	各種商品卸売業（総合商社 等）、繊維・衣服等、飲食料品、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、各種商品小売業（百貨店、総合スーパー 等）、織物・衣服・身の回り品、飲食料品、機械器具小売業 等	中央・地方卸売市場 (18)、持ち帰り弁当屋 (13)
10	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引等、補助的金融業等（両替業、金融代理業 等）、保険業（生命保険業、損害保険業、共済事業 等）	日本証券業協会 (18)、生命保険協会 (18)
11	不動産業、物品販賣業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業（総合リース業、レンタカー業 等）	倉庫業 (08)、貸おしほり業 (14)
12	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、デザイン業、著述・芸術家業 等）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、写真業 等）	広告制作業 (07)、保健所 (16)
13	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、ユースホステル 等）、飲食店（食堂、レストラン、喫茶店 等）、持ち帰り・配達飲食サービス業（持ち帰りすし店、クレープ屋、宅配ピザ屋、給食センター 等）	アパート業 (11)、駅弁売店 (09)
14	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業（リラクゼーション業、ネイルサービス業）、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業 等）、娯楽業（映画館、劇団、競馬場、ゴルフ場、フィットネスクラブ 等）	リフレクソロジー (16)、観光協会 (08)、通訳業 (12)、映画・ビデオ制作業 (07)
15	教育、学習支援業	学校教育（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、高等教育機関、幼保連携型認定こども園 等）、その他の教育、学習支援業（公民館、図書館、博物館、美術館、学習塾、料理学校、自動車教習所 等）	保育所 (16)、保育所型認定こども園 (16)、児童館 (16)
16	医療、福祉	医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、あん摩マッサージ指圧師の施術所 等）、保健衛生（保健所、健康相談施設、検疫所 等）、社会保険・社会福祉・介護事業（健康保険組合、福祉事務所、保育所、特別養護老人ホーム、授産施設 等）	調剤薬局 (09)、看護師紹介所 (18)、保護観察所 (19)
17	複合サービス事業	郵便局（日本郵便株式会社（本社）、郵便局、簡易郵便局、郵便切手類販売所 等）、協同組合（農林水産業協同組合、事業協同組合）	ゆうパック配達請負業 (08)、信用農業協同組合連合会 (10)
18	サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（ビルメンテナンス業、警備業、ディスプレイ業、コールセンター業 等）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、畜場、中央卸売市場 等）、外国公務（大使館、在日米軍施設 等）	自転車小売修理業 (09)、商業デザイン業 (12)、毛皮製造業 (05)、外国人学校 (15)
19	公務(他に分類されるものを除く)	国家公務（立法機関、司法機関、行政機関）、地方公務（都道府県機関、市町村機関）	国立国会図書館 (15)、市町村保健センター (16)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人)	

* 官公署に勤務されていて、立法・司法・行政事務以外の業務に従事していた方は、公務以外のそれぞれの産業に分類してください。